

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【対象施設】

施設	本件総称	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設		
	所在地			
	施設①	名称	精華町立体育館・コミュニティーセンター	
		所在地	精華町大字下粕小字神ノ木8番地	
		設置目的	住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その名称、構成施設及び位置は次のとおりとする。ただし、愛称については、むくのきセンターと称する。	
	施設②	名称	打越台グラウンド・テニスコート	
		所在地	精華町大字北稲八間小字打越	
	施設③	名称	池谷公園多目的コート	
		所在地	精華町桜が丘二丁目21番地の1	
	施設④	名称	木津川河川敷多目的広場	
所在地		精華町大字下粕小字神ノ木先東方(木津川河川敷内)		
指定管理者	名称	特定非営利活動法人精華町体育協会		
	所在地	精華町精華町下粕神ノ木8番地		
評価対象期間	平成 26 年度 評価	平成 26 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月		
評価の方法等	<p>第一段階として、指定管理者より提出された平成26年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリングを実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、指定開始に伴い平成25年度に締結した基本協定、平成26年度年度協定、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p> <p>今年度は、日常の指定管理業務において、指定管理者の瑕疵による大きな欠陥が確認されていないこと、指定管理業務の実績が2年間のみであること等から、導入後の効果を測る一方、指定管理者自体の適性を測る視点では実施していない。</p>			
施設所管部課名	教育委員会教育 部	生涯学習 課		

【運営状況】

項目	協定・計画等	実施内容(上:25、下:26)	検証結果・業務改善分析等	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	338日 339日	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開館の対応ができています。開館時間に影響はないが、夏季及び冬季に学習室を開放し、空き施設の有効利用に取り組んだことが評価できる。
	開館(開放)時間	午前9時~午後10時	午前9時~午後10時 午前9時~午後10時	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。夏季はテニスコート早朝利用を実施し、サービスを拡充したことが評価できる。(26)6/1~9/1=102日間、(25)7/10~9/10=63日間
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※7/10~9/10限定 午前8時~午後10時 午前6時~午後10時※6/1~9/10限定	
施設③ 池谷公園多目的コート	開館(開放)期間 または日数	357日(12/28~1/4を除く)	361日 361日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前8時~午後10時	午前8時~午後10時 午前8時~午後10時	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	開館(開放)期間 または日数	12/28~1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日を除く	333日 331日	精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づく、適切な開放の対応ができています。
	開館(開放)時間	午前9時~午後6時	午前9時~午後6時 午前9時~午後6時	

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【利用状況】

項目		協定・計画等	実施内容(26)	実績	検証結果・業務改善分析等
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	利用件数(件)	利用件数に関する目標設定なし。	8,105	8,126(25) 7,502 (20~24平均)	利用件数は昨年度に比べ微減したものの、指定管理者制度導入以前の実績を上回った。利用者数はこれまでの実績及び目標値を上回った。各種教室等、自主事業実施の効果によるものと評価できる。
	利用者数(人)	88,800 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	89,417	83,805(25) 79,816 (20~24平均)	
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	利用件数(件)	利用件数に関する目標設定なし。	2,877	2,692(25) 2,722 (20~24平均)	利用件数はこれまでの実績を上回った。利用者数は昨年度の実績を上回ったものの、指定管理者制度導入以前の実績及び目標値を下回った。施設改修等により、利用増に向けた取り組みを進める必要がある。
	利用者数(人)	30,400 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	27,345	26,116(25) 30,961 (20~24平均)	
施設③ 池谷公園多目的コート	利用件数(件)	利用件数に関する目標設定なし。	1,290	1,301(25) 1,153 (20~24平均)	利用件数は昨年度に比べ微減したものの、指定管理者制度導入以前の実績を上回った。利用者数はこれまでの実績及び目標値を上回った。施設改修を要する一方で、良好な利用環境を保つための定期点検等の効果によるものと評価できる。
	利用者数(人)	8,470 23年度比2%増(25年度事業計画書に基づく)。	9,883	9,781(25) 9,093 (20~24平均)	
施設④ 木津川河川敷多目的広場	利用件数(件)	無料開放のため、目標設定なし。	97	104(25) 185 (20~24平均)	利用件数、利用者数ともにこれまでの実績を下回った。利用ニーズを分析し、良好な利用環境を保つとともに、施設の今後の方向性について、教育委員会と研究を進める必要がある。
	利用者数(人)	無料開放のため、目標設定なし。	2,775	2,872(25) 3,635 (20~24平均)	

【収支状況】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目		協定・計画等	実施内容(26)	実績	検証結果・業務改善分析等
収入(円) ※主な項目のみ抜粋	指定管理料	45,360,000	45,360,000	42,530,000 (25)	年度協定に定めた指定管理料を過不足なく適切に執行できたことが評価できる。
	利用料金	13,200,000	13,448,473	13,214,353 (25)	これまでの実績を上回る利用件数、利用者数獲得によりことが評価できる。
	自主事業	1,500,000	1,788,200	857,900 (25)	各種教室の実施等により、昨年度実績及び目標値を上回ったことが評価できる。
合計 ※上記以外の項目含む		60,061,000	60,611,543	56,603,363 (25)	利用料金、自主事業等、自助努力を要因とする収入増であることが評価できる。
支出(円) ※主な項目のみ抜粋	人件費	29,867,238	26,534,686	26,224,022 (25) 28,407,000 (20~24平均)	施設開放時間の延長等を実施したが、人件費は予算を下回っている。サービス拡充の一方で、合理的に職員配置できたことが評価できる。
	委託料	9,909,216	8,839,777	8,905,900 (25) 10,290,000 (20~24平均)	保守点検等専門的見地を要する委託を執行する一方、新規事業を含むソフト事業では委託費を抑制することができている。安易な委託に依存しない姿勢が評価できる。
	電気代	12,830,400	12,422,629	12,111,925 (25) 10,096,000 (20~24平均)	利用者に対する節電の啓発と、指定管理者の経営努力により、支出を抑制できたことが評価できる。ただし、今後の税率改正や値上げの動向を踏まえた試算が必要である。
	修繕料	799,200	1,987,243	2,198,733 (25) 1,072,000 (20~24平均)	増額となったが、利用に支障をきたさない適切な措置を講じたこと、一部指定管理者の範疇を越えた対応の結果であることが確認できる。経年劣化の状況等を踏まえ、教育委員会においても計画的に修繕を進める必要がある。
合計 ※上記以外の項目含む		60,061,000	59,481,542	56,603,363 (25) 54,931,000 (20~24平均)	項目の多くは、サービス水準を維持した上で、経費節減を図ることができた。不可効力となる電気代、経年劣化による修繕料等の増額について、教育委員会においても十分検討する必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【収支状況2】※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

項目	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
経費節減の取り組み	事業計画書等に基づき、経営の合理化を図るとともに、職員間のコスト意識を醸成する。サービス水準の低下を招く予算執行は行わない。	利用者に対する節電協力の要請、事務スペースの節電により電気代を縮減した。委託料の節減に取り組んだ。施設開放時間を延長したが、人件費を削減することができた。	電気代においては、指定管理者の継続的な自助努力と、利用者の協力が必要であるが、電気事業者の都合による値上げ等、不可抗力による増額はやむを得ない。サービス拡充の一方で、法定業務外の委託料と、人件費を削減できたことが評価できる。
収支状況の総括	収入において、増額となった最大要因は、指定管理者の自主事業等に起因するものと評価できる。引き続き、工夫を凝らしたサービス提供により、収入増を目指してもらいたい。支出において、無駄な執行実績が確認できないものの、電気代等、自助努力のみでは経費節減に限界があることが確認できた。平成29年度の消費税率10%を見据え、特に電気代と修繕料を十分精査するなど、中長期的な経営観点から、今後の収支計画を検討していくことが必要である。		

【減免状況】

項目	種別	減免根拠	減免割合(%)	件数(件)/金額(円) (上段:25、下段:26)	
施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター	一般・行政	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	100	370 316	3,192,250 2,819,800
	社会教育関係団体 登録団体	精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条	50	353 363	3,287,300 3,190,900
施設② 打越台グラウンド・テニスコート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	16 17	73,200 89,100
	社会教育関係団体 登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	145 154	990,900 1,066,650
施設③ 池谷公園多目的コート	一般・行政	精華町体育施設管理運営規則第7条	100	35 10	37,200 27,800
	社会教育関係団体 登録団体	精華町体育施設管理運営規則第7条	50	53 49	165,950 178,100
施設④ 木津川河川敷多目的広場	一般・行政	無料開放のため、減免事例なし。			
	社会教育関係団体 登録団体	無料開放のため、減免事例なし。			

【その他管理運営状況】※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

項目※主な項目のみ	協定・計画等	実施内容	検証結果・業務改善分析等
管理業務	基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。	専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。	基本協定等に規定する内容のほか、項目を見直し、効果的な点検を実施することができている。
運營業務	基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。	施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、登録団体を対象とした日程調整会議を実施した。	基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な予約環境を確保することができている。
自主事業	事業計画書等に基づき、斬新なアイデア、施設機能の活用を図る自主事業を実施する。	一部施設の開放時間延長等、施設の有効活用に取り組んだほか、新たにスポーツ教室や文化教室を開設した。	むくのきセンターでは、施設の設置目的を踏まえ、トレーニング室のポイントカード導入や多彩なスポーツ教室等を実施するとともに、文化教室や料理教室等、文化事業を実施したことが特に評価できる。
職員の確保・育成	事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。	服装と名札を統一した。定期的な職員会議を実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。	一目して識別できる服装と名札の着用は、職員の自覚を促すほか、利用者サービスの観点からも評価できる。職員会議による課題の共有は、サービス向上につながるものと評価できる。
利用者満足度調査等ニーズの把握	事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置するほか、利用者懇談会を実施する。	指定管理者による初めての利用者アンケートを実施した。登録団体からのニーズ把握には、日程調整会議等の機会を活用した。	利用者アンケートを実施したこと、登録団体のニーズ把握に努めたことが評価できる。利用者懇談会の実施に向け、取り組む必要がある。
情報公開・個人情報保護	基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守する。	基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。	基本協定等に規定の内容を実施することができている。
危機管理	事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。	防災設備の点検等、施設の保全に努めた。むくのきセンターで、消防職員立会いによる実践的な防災訓練を実施した。	昨年度の災害対応マニュアルの策定に加え、自主的に防災訓練を実施したこと等、危機管理意識の高さが評価できる。今後も、広域避難場所としての機能が十分に発揮できるよう、教育委員会と調整を進める必要がある。

指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

【指定管理者の自己評価】※特記事項のみを記載しています。

<p>指定管理者の自己評価</p>	<ul style="list-style-type: none">●各種団体等との協働により、文化活動や子育て関連等の活動のための積極的な施設利用を進め、社会教育拠点施設としての運営を進めることができた。●利用者アンケートの結果をもとに、当日利用を積極的に受け入れ、サービス向上を図った。●文化事業を含む自主事業を積極的に開設し、新たなサービス提供に取り組んだ。●施設開放型の事業展開により、個人の利用機会を増やしたほか、グラウンドやテニスコートの利用時間延長やトレーニング室のポイントカード導入など、サービスを拡充することができた。●職員会議の定期開催により、職員間で課題と情報を共有することができた。●緊急時の対応を想定し、職員への実践的な学習を通じて、施設の構造及び機器の取り扱いに対する知識の向上に努めた。●基本料が値上げされた電気代について、共用部の節電と利用者への要請により、経費の縮減を図った。●委託業務を精査し、安易な委託に依らないことで、委託経費を節減することができた。●利用者とともに効果的な開館方法を検討し、経費縮減とサービス向上の両方が達成できる方法を検討していく必要がある。●大規模改修を必要とする施設についても、可能な限り維持管理することができた。
<p>町施設所管課の評価</p>	<ul style="list-style-type: none">●管理業務の一環である法定点検等について、基本協定等の規定水準を上回る効率的な執行を実現することができている。●指定管理者の性格に関わらず、むくのきセンターにおいて、新たに文化事業を実施するなど、施設の設置目的に叶う取り組みを進めることができている。●各種教室の自主事業や施設開放時間の延長により、前年度比利用団体及び利用者数が伸びていることから、ニーズの把握、適格なサービス提供を進めることができている。●緊急時の対応を想定した自主的な防災訓練を実施し、危機管理意識が醸成されていることが評価できる。●経年劣化等による修繕の対応について、指定管理者と教育委員会が連携し、計画的な対応を実施していく必要がある。●指定管理者の自助努力による収入増を評価する一方、教育委員会と密に連携し、中長期的な経営策を検討していく必要がある。●中長期的な経営観点から、指定管理料を中心とする収入、消費税率の引き上げによる影響額、そしてサービス水準の維持・向上とがバランスよく描けるよう、検討を進めていく必要がある。